

上宇川漁業協同組合京内共第 14 号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、上宇川漁業協同組合（以下「組合」という）が免許を受けた京内共第 14 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 魚種	イ 方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	釣漁具漁法 (竿釣、どぶ釣、素がけ)	1 人 1 竿	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋まで	6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内で、組合が定めて公表する期間内
	釣漁具漁法 (竿釣、どぶ釣、素がけ) 網漁具漁法 (投網、巻網)	釣漁具； 1 人 1 竿 網漁具； 1 人 1 統、網目 2.4 cm 以上、40 掛、長さ 11m 以下	漁業権境界の標柱を結ぶ線から鞍内橋までを除く全区域	
	水眼鏡 水視眼鏡 徒手			

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域においては、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	備考
あゆ	中瀬橋から下流河口まで	9 月 20 日から 9 月 30 日まで	全漁具漁法

(体長制限)

第 5 条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものはこれを採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
あゆ	10cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	釣漁具漁法（竿釣、どぶ釣、素がけ）	年券	10,000円	
		日券	5,000円	
	網漁具漁法（投網、巻網）	日券	2,500円	網の全区域解禁日より9日目以降
	水眼鏡、水視眼鏡、徒手	日券	1,000円	

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
小学生以下の者	免除
身体障害者（1～4級）	第1項に規定する各料金の2分の1の額
中学生・女性	

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組

合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。